◎調達機関番号　599　◎所在地番号　04

○第１号

１　業務概要

⑴　品目分類番号　41、42

⑵　業務名　女川町震災復興事業の工事施工等に関する一体的業務

⑶　業務場所　宮城県牡鹿郡女川町鷲神浜字荒立他

⑷　本業務は、調査、測量、設計及び施工を一体的にマネジメントを実施し、震災復興事業の早期着手及び円滑な事業促進を図るものである。

⑸　本業務のエリアとしては、整備範囲がほぼ確定し速やかに工事着手する早期整備エリア及び現時点では整備範囲等が変更となる可能性があり条件整理等が整った段階で実施する次期整備エリアを包含している。

⑹　早期整備エリアにおいては、当機構が実施する関係機関等との調整及び基本設計に基づいて、以下の業務を実施する。

①　目標工期の最短化の実現やコスト縮減等、施工の前段階に関する検討

②　工事の施工に関連する、調査、設計等業務の管理

③　公共団体との設計協議

④　施工開始後の他企業との調整業務

⑤　地盤調査、埋設物調査、及び土壌汚染調査（以下「地盤調査等」という。）並びに地形測量等

⑥　施工計画を含む詳細設計及び許認可等に係る図書作成

⑦　工事施工

㈠　中心市街地（荒立西、荒立東及び宮ヶ崎水産加工団地の一部）整備面積７ha、土工事量土砂Ｖ＝20,000㎥、軟岩Ｖ＝60,000㎥、中硬岩Ｖ＝90,000㎥、土運搬量Ｖ＝150,000㎥（地区外運土）、樹木伐採Ａ＝３ha、道路工Ｗ＝２～６m、Ｌ＝１㎞、排水工φ200、Ｌ＝１㎞、上水道工φ100～150、Ｌ＝２㎞、防災仮設工一式

㈡　離半島部（防災集団移転促進事業等の７地区、指ヶ浜、御前浜、尾浦、桐ヶ崎、高白浜、大石原浜、寺間）整備面積14ha、土工事量土砂Ｖ＝100,000㎥、軟岩Ｖ＝300,000㎥、中硬岩Ｖ＝500,000㎥、土運搬量Ｖ＝250,000㎥（地区外運土）、樹木伐採Ａ＝14ha、道路工Ｗ＝４～９m、Ｌ＝４㎞、排水工φ150、Ｌ＝2.5㎞、上水道工φ100、Ｌ＝３㎞、防災仮設工一式

⑧　履行期間　契約締結の翌日から平成28年３月31日まで

⑺　次期整備エリアにおいては、当機構が実施する関係機関等との調整と連携して、以下の業務を実施する。

①　目標工期の最短化の実現やコスト縮減等、施工の前段階に関する検討

②　工事の施工に関連する、調査、設計等業務の管理

③　公共団体との設計協議

④　施工開始後の他企業との調整業務

⑤　地盤調査等及び地形測量等

⑥　基本設計の修正、施工計画を含む詳細設計及び許認可等に係る図書作成

⑦　工事施工

㈠　中心市街地（女川中心市街地に係る整備）整備面積最大で概ね100ha

㈡　離半島部（防災集団移転促進事業等の最大８地区、竹浦、横浦、野々浜、飯子浜、塚浜、出島、江島、小屋取）整備面積最大で概ね15ha

⑻　業務費用について

①　業務費用については、コスト（業務原価）プラスマネジメントフィーとし、オープンブック方式（業務費用を受注者に支払う過程において、支払金額とその対価の公正さを明らかにするため、受注者が発注者に全てのコストに関する情報を開示し、発注者又は第三者が監査を行う方式）を採用する。

②　コスト（業務原価）は、地盤調査等の調査原価、地形測量等の測量原価、基本設計及び詳細設計の実施に必要な設計原価並びに工事施工に係る工事原価（以下「業務原価」という。）とする。

③　マネジメントフィーは、業務原価の10％を目安としているが、技術提案を受け付ける。マネジメントフィーは、早期整備エリア及び次期整備エリアともに同率とする。

２　参加資格　技術提案書の提出者は、次の資格を有する者であること。

⑴　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。

⑵　当機構関東地区における土木工事に係る平成23・24年度の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、震災復興推進役が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　当機構関東地区における土木工事に係る平成23・24年度の一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,200点（⑸②㈡の共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に客観点数が1,200点（共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　次の①又は②の資格を有する者であること。

①　単独申込み（建設コンサルタントが申込者の一員となる場合を含む。）の場合、㈠及び㈡の条件を満たす者（㈢に該当する場合は、㈡の条件を満たす者）

㈠　設計に関して公共団体等協議の業務実績を有する者

㈡　大規模土工（概ね100万㎥以上）を伴う土木工事の施工実績を有する者

㈢　建設コンサルタントを申込者の一員とする場合には、次のａ及びｂの条件を満たす者（申込者の一員となる建設コンサルタントは２者以内とする。）

ａ　当機構関東地区における平成23・24年度建設コンサルタント等業務に係る一般競争参加資格について、「土木設計」の認定を受けている者

ｂ　㈠の条件を満たす者

②　共同申込み（建設コンサルタントが申込者の一員となる場合を含む。）の場合（共同申込みによる共同企業体の構成員数は、建設コンサルタントを除き、３者以内とする。）

㈠　共同企業体の代表者は、①の条件を満たす者（㈢に該当する場合は、①㈡の条件を満たす者）

㈡　共同企業体の代表者以外の構成員については、①の条件を満たす者（㈢に該当する場合は、①㈡の条件を満たす者）

㈢　建設コンサルタントを申込者の一員とする場合には、次のａ及びｂの条件を満たす者（申込者の一員となる建設コンサルタントは２者以内とする。）

ａ　当機構関東地区における平成23・24年度建設コンサルタント等業務に係る一般競争参加資格について、「土木設計」の認定を受けている者

ｂ　①㈠の条件を満たす者

㈡　本業務の企画競争に参加を希望し、参加表明書を提出しようとする共同企業体は、「競争参加者の資格に関する公示」（平成24年７月20日付け震災復興推進役）に示すところにより、震災復興推進役から女川町震災復興事業の工事施工等に関する一体的業務に係る共同企業体としての競争参加者の資格の認定を受けているものであること。

⑹　参加表明書の提出期限の日から見積もり合わせの時までの期間に、当機構から本件工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

⑺　工事請負契約の履行にあたって不誠実な行為があり、工事請負業者として不適当であると認められる者でないこと。なお、不誠実な行為とは、当機構発注工事において重大な瑕疵が認められるにも係らず、瑕疵の存在自体を否定する等の行為をいう。

⑻　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。